

3 今後の課題

このように、地域福祉の推進にあたってきましたが、地域をとりまく現状の変化やこれまでの地域福祉に係る取組みの中で、今後の地域福祉を推進するうえでの課題が見えてきました。

地域福祉に興味・関心を持ってもらうための広報・啓発

「市民意識調査」で明らかになったように、多くの市民は支え合いの重要性を感じてはいるものの、実際の行動には十分に結びついていません。地域福祉に興味・関心を示さない人たちを含めて、地域の人に地域の一員として当事者意識を持ってもらい、さらに行動につなげていくための効果的な広報・啓発が求められます。

地域活動への参加を促す環境づくり

自治会・町内会などの地縁団体の加入率が年々低下するとともに、加入者の高齢化や役員のなり手不足などの問題で団体の活動が停滞している一方、若い世代を含め地域での支え合いを重視している人が少なくないことから、多くの地域住民が地域活動に積極的に参加できるような機会や場づくりが求められます。

また、地域に貢献したいと思っていたり、ボランティア活動に関心があっても、時間的・経済的な余裕がない、十分な情報がないなどの理由で活動できない人が少なくありません。仕事や家事・育児などの合間の時間で気軽にボランティア活動へ参加できるための情報の提供など、実際の行動に結びつくような取組みが必要です。

地域での見守り・助け合いのためのネットワークづくり

少子高齢化の進行や、コミュニティの機能が低下している中で、地域において支援を必要としている人を見守り、助け合うため、地域住民や地域団体、事業者、行政などが一体となって、地域課題に対応する必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、外出自粛など市民生活に大きな影響を与えました。感染症予防のための「新しい生活様式」を踏まえた地域交流や見守り・支え合いを検討していく必要があります。

複雑・複合的な課題へ対応するための包括的な相談支援体制づくり

一人暮らしや少人数世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより家庭・地域の支援力が低下する中、ひきこもりや、子育てと介護のダブルケア、ヤングケアラーなど現在の制度だけでは対応が難しい課題や、複合的な課題を抱える世帯が増加していることから、分野を超えて関係機関が連携・協働する包括的な相談・支援体制が必要となっています。

第4章

「北九州市の地域福祉2021～2025」の基本的な考え方

1

地域福祉の推進にあたっての考え方

「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」
— 社会福祉法 第4条第1項 —

地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進していくため、社会福祉法の改正が行われ、新たに目指す方向性が示されています。

また、地域そのものを元気にするための取組みと、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進するための取組みは、別々のものではなく密接に関係しており、福祉の領域だけでなく、分野を超えた支え合いの関係ができることが、「地域共生社会」の実現に不可欠であるということが示されました。



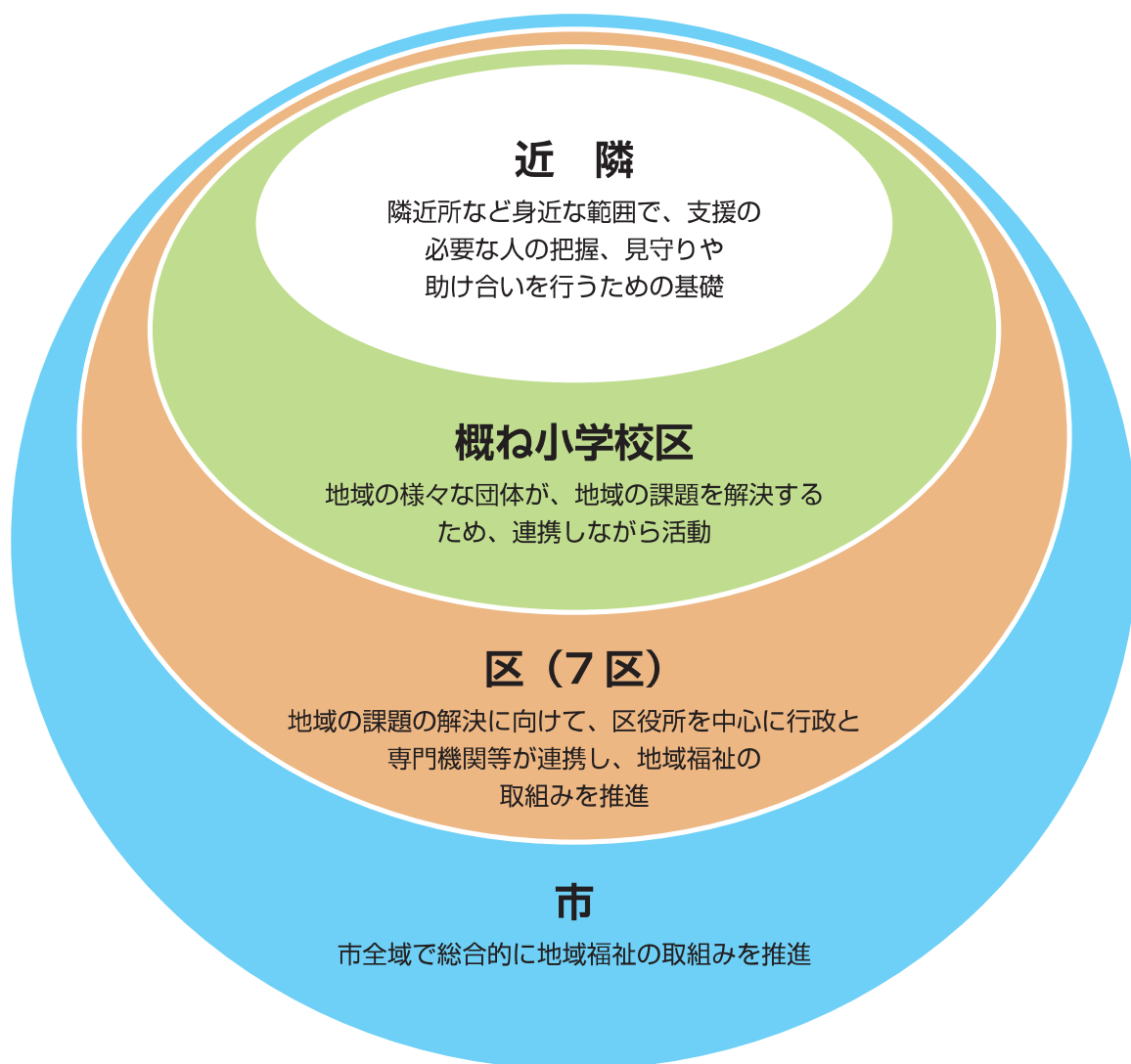
地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会
(出典 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ)

本市においても、高齢者、障害のある人、子どもを含め、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指します。

そのために、「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、地域で活動するすべての人が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、誰もが支え合う共生社会の実現に向けた取組みを推進します。

2 地域福祉計画における圏域の考え方

地域住民が地域の課題を主体的に解決するためには、一定の範囲で検討や取組みを行うことが大切です。この計画では、本市の現状から考えて、基本的に4つの圏域に分けて、それぞれの圏域に応じた支え合いの方策を考えていきます。



地域での支え合いは、身近であるほどお互いの顔が見える関係性がつくりやすく、無理のない範囲で活動できるため、近隣のエリアが最も望ましい単位と考えられます。

しかし、複雑な課題を抱えている人など、近隣だけでは解決することが難しい課題に対し柔軟な対応をするためには、地域の実情や特性に応じて、圏域を越えた連携を図ることも必要です。

なお、本市では地域生活を支えるため身近な相談窓口等を設置し、様々な相談を受けて必要な支援へつないだり、地域活動の支援等を行っていきます。

3 基本理念と基本目標

■基本理念

地域の特性を生かした 地域共生のまちづくり

住み慣れた地域で、自分らしく、すこやかに安心して楽しく暮らすことは多くの市民の願いです。

そのためには、地域にいるすべての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合っていくことができる「地域共生のまちづくり」を実現していく必要があります。

地域には、高齢の人、障害のある人、介護が必要な人、子育て中の人、外国人、健康に不安を抱える人など、様々な人が暮らしています。そして地域によって、地理的条件やそこに暮らす住民の年齢層、資源や活動している団体などが異なっているため、それぞれが抱える課題やニーズ、そして強みも異なっています。

「地域」に含まれるのは地域住民だけではありません。

- 地域に所在している商店や企業
- 地域で福祉サービスを提供している事業者や医療・福祉等の施設
- 小・中学校、高校、大学などの教育機関
- 地域で活動しているボランティア団体や NPO 法人
- 社会福祉協議会
- 行政機関

そして、その企業等で働いている人や団体に所属している人も地域の一員です。

この計画では、身近な地域のことを誰もが自分自身のこととして考え、地域の課題を地域の人々が主体となって解決できるよう、共に語り、共に考え、共に支え合うことで、地域の特性を生かした地域共生のまちづくりを目指します。

■基本目標

計画の基本理念を実現するために、以下のとおり 3 つの基本目標を設定します。

【基本目標 1】 支え合いの気持ちを育もう

「地域共生のまちづくり」を実現するためには、地域の一人ひとりが、誰もが時には支え、時には支えられる関係にあることを理解し、「地域福祉」について関心を持つことが大切です。

基本目標 1 では、地域において支え合いの気持ちを育み、地域の特性を理解したうえで、見守りや交流などそれぞれができる範囲で行動できる意識を持つことを目指します。

【基本目標 2】 支え合いの輪を広げよう

「地域共生のまちづくり」を推進するためには、地域の一人ひとりの意識と行動が大切ですが、それだけではネットワークとしての広がりにはなりません。

地域の様々な団体が活発に活動し、相互につながり合うことができれば、支え合いの輪は大きく、強いものとなります。

基本目標 2 では、交流できる場所づくりや、地域で活動している団体、支援機関同士のネットワークの充実・強化を目指すことで、地域の課題を、地域の実情に合わせて解決するための環境づくりを目指します。

【基本目標 3】 支え合いの輪につなげよう

地域には多種多様な課題がありますが、住民が日常生活の中で、なにか困ったことに直面した時、必要な福祉サービスについての情報がすぐに入手できることや、気軽に相談できる窓口があることが必要です。

また、社会の急速な変化に伴い、これまでの制度では対応できない、いわゆる「制度の狭間」にある人や、複合的な課題を抱える人が多くなっており、個人ではなく世帯として課題解決にあたる必要がでてくる場合もあります。

基本目標 3 では、必要な支援につなぐための、わかりやすい情報提供を推進するとともに、様々な課題に重層的、包括的に対応し、必要な支援が届くための相談支援体制の構築を目指します。

4 「北九州市の地域福祉 2021 ～ 2025」の体系

【基本理念】

地域の特性を生かした
地域共生のまちづくり

【基本目標】

支え合いの
気持ちを
育もう

【地域で目指すこと】

- ◆地域福祉について関心を持ち、自分の地域とそこで暮らす人について理解する
- ◆家族や親族をはじめ、身近な人との支え合いや助け合いを大切にする
- ◆地域の課題を自分自身のこととしてとらえる
- ◆あいさつや、簡単な声かけ、地域のイベントへの参加など、できることから始める
- ◆地域で活動している人に協力し、支援する

支え合いの
輪を
広げよう

- ◆日常的に地域の人と交流できる場所や機会をつくる
- ◆支援を必要とする人が近所にいれば、見守りや助け合いを実践する
- ◆地域での活動に参加する
- ◆地域活動団体、支援機関等との間で情報共有をはじめとする連携を深める
- ◆災害に備えて、平常時から支え合いのネットワークづくりに取り組む

支え合いの
輪に
つなげよう

- ◆わかりやすい情報提供を推進する
- ◆地域住民の複合・複雑な課題に対応するための、包括的な相談支援の体制をつくる
- ◆制度の狭間にある人や地域で孤立している人などに支援が届く体制をつくる
- ◆地域で安心して暮らせるための支援の仕組みをつくる